
長野県告示第160号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年3月15日

長野県知事 田中康夫

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
春原整形外科クリニック	小県郡東部町常田399-1	平成16年1月31日
島田屋薬局	上伊那郡箕輪町大字中箕輪13265-6	平成16年1月5日
新町薬局	上水内郡信州新町大字上条153番地	平成15年12月31日
北原レディースクリニック	松本市大字島立1081番地1	平成16年1月31日
河野外科医院	松本市元町1丁目8番29号	平成16年1月31日
大池内科クリニック	松本市大字 笹賀3967	平成16年1月31日
中島薬局	飯田市主税町21-1	平成16年1月31日
クオール薬局かなえ店	飯田市鼎中平1907	平成16年1月31日

厚生課

長野県告示第161号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成16年3月15日

長野県知事 田中康夫

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
春原整形外科クリニック	小県郡東部町常田399-1	平成16年2月1日
新田内科クリニック	上伊那郡辰野町大字伊那富3082番地	平成16年2月1日
医療法人篠崎医院豊科診療所	南安曇郡豊科町大字高家5089番地-1	平成16年2月1日
須沢クリニック	南安曇郡穂高町大字穂高617	平成16年1月1日
新町薬局	上水内郡信州新町大字上条153番地	平成16年2月1日
河野外科医院	松本市元町1丁目8番29号	平成16年2月1日
北原レディースクリニック	松本市大字島立1081番地-1	平成16年2月1日
大池内科クリニック	松本市大字 笹賀3967	平成16年3月1日
遠藤歯科診療所	松本市岡田町469番地	平成16年2月1日
はやし内科	岡谷市中央町1-8-10	平成16年3月1日
有限会社ピアみどりフジモリ薬局	茅野市豊平字神田3066番地	平成16年2月1日
オギノSCフジモリ薬局	茅野市ちの1-17-1	平成16年2月1日

のぞみ薬局	茅野市ちの3386	平成16年2月1日
やまざき薬局	千曲市上山田温泉4-23-16	平成16年2月1日

厚生課

長野県告示第162号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のように指定しました。

平成16年3月15日

長野県知事 田中康夫

施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
多可接骨院	下伊那郡松川町元大島1566-12	平成16年1月9日
おばた整骨院	南安曇郡豊科町大字南穂高955-2	平成15年12月1日

厚生課

長野県告示第163号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年3月15日

長野県知事 田中康夫

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
春原整形外科クリニック	小県郡東部町常田399-1	平成16年1月31日
島田屋薬局	上伊那郡箕輪町大字中箕輪13265-6	平成16年1月5日
新町薬局	上水内郡信州新町大字上条153番地	平成15年12月31日
北原レディースクリニック	松本市大字島立1081番地1	平成16年1月31日
河野外科医院	松本市元町1丁目8番29号	平成16年1月31日
大池内科クリニック	松本市大字 笹賀3967	平成16年1月31日
中島薬局	飯田市主税町21-1	平成16年1月31日
クオール薬局かなえ店	飯田市鼎中平1907	平成16年1月31日

厚生課

長野県告示第164号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成16年3月15日

長野県知事 田中康夫

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
春原整形外科クリニック	小県郡東部町常田399-1	平成16年2月1日
新田内科クリニック	上伊那郡辰野町大字伊那富3082番地	平成16年2月1日
医療法人篠崎医院豊科診療所	南安曇郡豊科町大字高家5089番地-1	平成16年2月1日
須沢クリニック	南安曇郡穂高町大字穂高617	平成16年1月1日
新町薬局	上水内郡信州新町大字上条153番地	平成16年2月1日
河野外科医院	松本市元町1丁目8番29号	平成16年2月1日
北原レディースクリニック	松本市大字島立1081番地-1	平成16年2月1日
大池内科クリニック	松本市大字 笹賀3967	平成16年3月1日
遠藤歯科診療所	松本市岡田町469番地	平成16年2月1日
はやし内科	岡谷市中央町1-8-10	平成16年3月1日
有限会社ピアみどりフジモリ薬局	茅野市豊平字神田3066番地	平成16年2月1日
オギノSCフジモリ薬局	茅野市ちの1-17-1	平成16年2月1日
のぞみ薬局	茅野市ちの3386	平成16年2月1日
やまざき薬局	千曲市上山田温泉4-23-16	平成16年2月1日

厚 生 課

長野県告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のように指定しました。

平成16年3月15日

長野県知事 田 中 康 夫

施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
多可接骨院	下伊那郡松川町元大島1566-12	平成16年1月9日
おばた整骨院	南安曇郡豊科町大字南穂高955-2	平成15年12月1日

厚 生 課

長野県告示第166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成16年3月15日

長野県知事 田 中 康 夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
訪問介護	社会福祉法人山栄会	佐久市大字常田字東池下77番地1	佐久だいらヘルパーステーション	佐久市大字常田325番地	平成16年3月1日

訪問リハビリテーション	社会福祉法人伊南福祉会	駒ヶ根市赤穂3249番地4	老人保健施設フラワーハイツ	駒ヶ根市赤穂3249番地4	平成16年3月1日
通所介護	特定非営利活動法人芝宮 特定非営利活動法人あがらんしょ 特定非営利活動法人リブサポート南信州	上伊那郡箕輪町大字中箕輪9344番地 木曽郡大桑村野尻1326番地3 駒ヶ根市飯坂1丁目17番12号	宅老所しばみや 宅幼老所あがらんしょ サポートハウス悠々庵	上伊那郡箕輪町大字中箕輪9344番地 木曽郡大桑村野尻1326番地3 駒ヶ根市東伊那栗林2566番地	平成16年3月1日 " " "
福祉用具貸与	株式会社ニチイ学館 メディカルケア株式会社 株式会社ニチイ学館 メディカルケア株式会社	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地 千曲市小島3172番地 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地 千曲市小島3172番地	アイリスケアセンターかわべ サクラケア上田店 アイリスケアセンターながごみ サクラケア千曲店	上田市上田原字谷口847番地4 上田市住吉280番8の1 佐久市中込字中原3639番地35 千曲市小島3172番地	平成16年3月1日 平成16年2月1日 平成16年3月1日 平成16年2月1日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所 の 名 称	事業所の所在地	指定年月日
信州諏訪農業協同組合	茅野市仲町24番4号	J A 信州諏訪指定居宅介護支援事業所「霧ヶ峰」	諏訪市豊田1213番地1	平成16年3月1日
社会福祉法人山栄会	佐久市大字常田字東池下77番地1	佐久だいら居宅介護支援事業所	佐久市大字常田字東池下77番地1	" "
メディカルケア株式会社	千曲市小島3172番地	サクラケア千曲店	千曲市小島3172番地	平成16年2月1日

厚 生 課

長野県告示第167号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関から事業所の所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成16年3月15日

長野県知事 田 中 康 夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所 の 名 称	事業所の所在地	変 更 事 項		変更年月日
					新	旧	
訪問看護	医療法人篠崎医院	松本市中央2丁目6番1号	篠崎訪問看護ステーション	南安曇郡豊科町大字高家5089番地1	南安曇郡豊科町大字高家5089番地1	松本市島内2067番地17	平成16年2月1日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所 の 名 称	事業所の所在地	変 更 事 項		変更年月日
				新	旧	
医療法人篠崎医院	松本市中央2丁目6番1号	篠崎訪問看護ステーション	南安曇郡豊科町大字高家5089番地1	南安曇郡豊科町大字高家5089番地1	松本市島内2067番地17	平成16年2月1日

厚 生 課

長野県告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年3月15日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所 の 名 称	事業所の所在地	廃止年月日
福祉用具貸与 会社	サクラサービス株式会社 サクラサービス株式会社	千曲市小島3171番地5 千曲市小島3171番地5	サクラサービス株式会社 サクラケア上田店 サクラケア千曲店	上田市住吉280番地1 千曲市小島3171番地5	平成16年1月31日 〃

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所 の 名 称	事業所の所在地	廃止年月日
諏訪湖農業協同組合 サクラサービス株式会社	諏訪市大字豊田2584番地 千曲市小島3171番地5	J A諏訪湖指定居宅介護支援事業所 サクラケア千曲店	諏訪市大字豊田1213番地1 千曲市小島3171番地5	平成16年2月29日 平成16年1月31日

厚生課

長野県告示第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年3月15日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

上田市

2 都市計画事業の種類及び名称

上田都市計画道路事業 3・3・4号 諏訪部伊勢山線

3 事業施行期間

平成8年12月5日から

平成17年3月31日まで

4 事 業 地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

都市計画課

長野県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年3月30日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月15日

長野県知事 田中康夫

- (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 諏訪白樺湖小諸線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡立科町大字藤沢字下猪窪83番の1地先から 北佐久郡立科町大字藤沢字六ヶ沢道下13番の1地先まで	旧	m 5.4~14.5	km 0.5315
同上	新	9.2~57.0	0.5315

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 諏訪白樺湖小諸線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小諸市丙字山根958番の1地先から 小諸市丙字山根949番の2地先まで	旧	m 7.4~10.4	km 0.1481
同上	新	7.4~14.2	0.1481

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 下仁田浅科線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市大字新子田字東内池1811番地先から 佐久市大字新子田字蛇塚1818番地先まで	旧	m 7.2~12.0	km 0.2283
同上	新	10.0~14.0	0.2283

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 三分中込線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市大字平賀字東堰上60番の1地先から 佐久市大字平賀字坂下289番地先まで	旧	m 6.0~14.8	km 0.3376
同上	新	9.4~14.8	0.3376

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 八幡小諸線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小諸市古城一丁目272番の1地先から 小諸市市町二丁目51番の1地先まで	旧	m 8.0~36.4	km 0.0953
同上	新	13.2~36.4	0.0953

6(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 芦田大屋停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡立科町大字牛鹿字日向176番の2地先から 北佐久郡立科町大字牛鹿字東原226番の4地先まで	旧	m 8.4~24.4	km 0.4094
同上	新	10.8~24.4	0.4094

7(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 百沢臼田線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡望月町大字布施字柏原2688番の1地先から 北佐久郡望月町大字布施字大庭前2738番地先まで	旧	m 5.0~12.0	km 0.1975
同上	新	8.0~15.5	0.1975

8(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 雨境望月線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡望月町大字協和字岩下3281番の2地先から 北佐久郡望月町大字協和字岩下3281番の2地先まで	旧	m 12.5~20.5	km 0.2615
同上	新	12.5~42.0	0.2615

9(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 大木浅田切線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡望月町大字春日字茂沢5420番の5地先から 北佐久郡望月町大字春日字吉原久保5901番の3地先まで	旧	m 7.6~19.8	km 0.1000
同上	新	7.6~36.5	0.1000

10(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 大木浅田切線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡望月町大字春日字湯沢久保2250番の1地先から 北佐久郡望月町大字春日字湯沢久保2249番の3地先まで	旧	m 6.0~13.5	km 0.1000
同上	新	6.0~13.5	0.1000

長野県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年3月30日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月15日

長野県知事 田 中 康 夫

1 (1) 路 線 名 諏訪白樺湖小諸線

(2) 供用を開始する区間

北佐久郡立科町大字藤沢字下猪窪83番の1地先から

北佐久郡立科町大字藤沢字六ヶ沢道下13番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年3月15日

2 (1) 路 線 名 諏訪白樺湖小諸線

(2) 供用を開始する区間

小諸市丙字山根958番の1地先から

小諸市丙字山根949番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年3月15日

3 (1) 路 線 名 下仁田浅科線

(2) 供用を開始する区間

佐久市大字新子田字東内池1811番地先から

佐久市大字新子田字蛇塚1818番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年3月15日

4 (1) 路 線 名 三分中込線

(2) 供用を開始する区間

佐久市大字平賀字東堰上60番の1地先から

佐久市大字平賀字坂下289番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年3月15日

5 (1) 路 線 名 八幡小諸線

(2) 供用を開始する区間

小諸市古城一丁目272番の1地先から

小諸市市町二丁目51番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年3月15日

6 (1) 路 線 名 芦田大屋停車場線

(2) 供用を開始する区間

北佐久郡立科町大字牛鹿字日向176番の2地先から

北佐久郡立科町大字牛鹿字東原226番の4地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年3月15日

7 (1) 路 線 名 百沢臼田線

(2) 供用を開始する区間

北佐久郡望月町大字布施字柏原2688番の1地先から

北佐久郡望月町大字布施字大庭前2738番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年3月15日

8 (1) 路 線 名 雨境望月線

(2) 供用を開始する区間

北佐久郡望月町大字協和字岩下3281番の2地先から

北佐久郡望月町大字協和字岩下3281番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年3月15日

9 (1) 路 線 名 大木浅田切線

(2) 供用を開始する区間

北佐久郡望月町大字春日字茂沢5420番の5地先から

北佐久郡望月町大字春日字吉原久保5901番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年3月15日

10(1) 路 線 名 大木浅田切線

(2) 供用を開始する区間

北佐久郡望月町大字春日字湯沢久保2250番の1地先から

北佐久郡望月町大字春日字湯沢久保2249番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成16年3月15日

道路維持課

長野県告示第172号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超える4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定めます。

平成16年3月15日

長野県知事 田 中 康 夫

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道117号	長野県長野市大字若里字川端142番の1地先から 長野県長野市青木島町大字大塚字久新河原1042番の1地先まで
一般県道141号	長野県佐久市大字根々井字才ノ神15番20地先から 長野県小諸市大字平原字曲沢1035番7地先まで
一般県道141号	長野県小諸市大字柏木字東大道下158番3地先から 長野県小諸市大字柏木字西大道下15番6地先まで
一般国道144号	長野県上田市大字住吉字諏訪田349番の7地先から 長野県上田市大字中央東3929番の6地先まで
一般国道147号	長野県北安曇郡松川村5539番の2地先から 長野県松本市宮渕字新橋2242番の1地先まで
一般国道153号	長野県飯田市鼎東鼎136番の6地先から 長野県伊那郡中川村大字片桐87番の1地先まで
一般国道153号	長野県駒ヶ根市大字上穂北162番地先から 長野県塩尻市大門泉町12番の15地先まで
一般国道158号	長野県松本市新村468番の2地先から 長野県松本市渚一丁目46番の2地先まで
一般国道403号	長野県長野市若穂川田字領家1679番の2地先から 長野県長野市松代町大室字閑崎4110番の4地先まで
一般国道406号	長野県長野市大字柳原字五反田2075番の9地先から 長野県須坂市大字村山字芹沢223番の5地先まで
県道松本空港塩尻北インター線	長野県松本市笠賀巾下8860番の3地先から 長野県塩尻市大字広丘吉田1138番の1地先まで

県道松本環状高 家線	長野県松本市大字芳川村井686番の2地先から 長野県松本市南荒井2722番の9地先まで
県道松本環状高 家線	長野県松本市新村468番の2地先から 長野県南安曇郡梓川村大字倭578番の8地先まで
県道大町明科線	長野県北安曇郡池田町大字池田4226番の1地先から 長野県東筑摩郡明科町中耕地2763番地先まで
県道豊科インター 堀金線	長野県南安曇郡豊科町大字田沢5137番地先から 長野県南安曇郡豊科町大字豊科4469番の3地先まで
県道長野須坂イ ンター線	長野県長野市大字高田字高田1462番の6地先から 長野県長野市大字北長池字牧田278番の1地先まで
県道駒ヶ根駒ヶ 岳公園線	長野県駒ヶ根市大字上穂北159番地先から 長野県駒ヶ根市大字赤穂928番の6地先まで
県道神宮寺諏訪 線	長野県諏訪市大字中州字神宮寺175番の12地先から 長野県諏訪市大字四賀字飯島2348番の1地先まで
県道松本空港線	長野県松本市笛賀巾下8960番の1地先から 長野県松本市町神2619番の3地先まで
県道松本空港線	長野県松本市笛賀5212番の2地先から 長野県松本市高宮33番の14地先まで
県道柏矢町田沢 停車場線	長野県南安曇郡穂高町大字穂高804番の13地先から 長野県南安曇郡豊科町大字南穂高147番の2地先まで
県道関崎川中島 停車場線	長野県長野市青木島町大字大塚字久新河原1026番の3地先から 長野県長野市松代町大室字関崎4110番の4地先まで
県道伊那インター 西箕輪線	長野県上伊那郡南箕輪村8304番の310地先から 長野県伊那市大字西箕輪字上溝原3900番の138地先まで

2 指定する期日 平成16年3月22日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さが3.8メートルを超える4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐があるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げ

ること。

③道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

道路維持課

長野県告示第173号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定します。

平成16年3月15日

長野県知事 田 中 康 夫

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道403号	長野県中野市大字江部字川原田1378番のロ地先から 長野県須坂市大字小河原字松川4103番の3地先まで
県道 中野豊野 線	長野県中野市大字吉田字片塩境1番の11地先から 長野県中野市大字立ヶ花字清水山裏1733番の1地先まで
県道 松本和田 線	長野県小県郡和田村140番のう地先から 長野県小県郡和田村141番のら地先まで
県道 丸子東部 インター線	長野県小県郡丸子町大字下丸子字東川329番の6地先から 長野県東御市常田562番の3地先まで
県道 霧ヶ峰東 餅屋線	長野県諏訪市大字上諏訪字強清水7718番の9地先から 長野県小県郡和田村字東餅屋5353番の1地先まで
県道 三才大豆 島中御所線	長野県長野市大字若里字吹上142番の1地先から 長野県長野市大字稻葉字上千田沖347番の2地先まで
県道 美ヶ原公 園東餅屋線	長野県小県郡武石村大字上本入字巣栗2085番の78地先から 長野県小県郡和田村しなの木5359番の1まで

2 指定する期日 平成16年4月1日

道路維持課

長野県告示第174号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

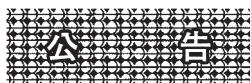
関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県須坂建設事務所において縦覧に供します。

平成16年3月15日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 河川の名称
信濃川水系 一級河川 八木沢川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成16年3月15日
- 3 廃川敷地等の位置
須坂市大字日滝字郷原408番5、408番7、408番8、408番9、408番10、408番11、408番12、408番13、500番11、500番12、500番13、500番14、500番15、500番16、500番17、500番18、500番19、500番20、500番21、500番22、500番23、500番24
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 1,072.03平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月15日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県行政情報ネットワーク運用管理等業務
- (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35

号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 過去に種類及び規模を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県企画局情報政策課

電話 026（235）7071

4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成16年3月18日 午前10時から

- (2) 場所 長野県庁西庁舎 403号会議室

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 受領期限 平成16年3月26日 午後5時

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県企画局情報政策課

6 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月29日 午後2時

イ 場所 長野県庁西庁舎 105号会議室

7 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

8 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

9 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

10 契約書作成の要否

必要とします。

11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

12 その他

- (1) 本件入札は、その契約にかかる予算が議会で可決され、平成16年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

- (2) 詳細は入札説明書によります。

情報政策課